

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局	(平成 29 年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>2 一般会計負担（公益財団法人仙台市医療センターに対する補助金）</p> <p>（4）公益上の必要性を欠いた補助金</p> <p>■管理運営に係る人件費</p> <p>市では、補助金交付要綱を改正し、補助対象事業経費の範囲を明確にしたことをもって改善措置としている。</p> <p>しかし、当該補助金交付要綱の改正は補助事業者が行う管理運営に係る人件費を明文化したに過ぎず、医業収益を有する法人の管理運営に係る人件費を補助する公益上の必要性自体は依然として不明確であることから、指摘の意図するところと改善措置が合致していない。</p> <p>■就学資金</p> <p>仙台市医療センターが実施する看護学生就学資金貸付事業について、市が定額（年 3,600 千円）補助している。</p> <p>しかし、就学資金の貸付対象者は、仙台市医療センターの看護師等として業務従事しようとする看護学生に限定されるため、当該貸付事業の性質は仙台市医療センターの人材確保策と考えられるが、仙台市医療センターの人材採用費用に対して、市が補助する公益上の必要性が不明確である。もとより、仙台市医療センターにおける当該貸付事業の会計区分が、公益目的事業会計ではなく収益事業等会計として整理されていることから、就学資金貸付を補助する公益上の必要性は希薄である。</p>	<p>公設民営型の病院として開設し、災害拠点病院や地域医療支援病院としての役割を担ってきた仙台オープン病院の運営母体である公益財団法人仙台市医療センターの事業については、その公益性に鑑み、管理運営に係る人件費及び就学資金を含む地域医療推進事業に係る事務経費を補助対象経費とする仙台市医療センター運営費等補助金を交付していたが、今回改めて補助のあり方を検討し、平成 30 年度の交付をもって終了し、令和元年 9 月 19 日付で当該補助金交付要綱を廃止した。</p>	